

改正

平成27年3月24日告示第30号

佐久市行事の共催等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市又は市の機関（以下「市等」という。）が、市等以外の団体等が行う行事の共催、後援、協賛又は推薦（以下「共催等」という。）をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、公演会、講習会、展示会、展覧会、競技会等の集会又は催物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同の主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛意を表することをいう。
- (5) 推薦 行事の趣旨を推奨することをいう。

(承認の基準)

第3条 市等が共催等をする行事は、次に掲げる基準に適合しているものでなければならない。

- (1) 行事を主催しようとするものについての基準
 - ア 国、地方公共団体その他の公共的団体
 - イ 学校又は学校の連合体
 - ウ 公益法人又は公益法人に準ずる団体
 - エ アからウまでに掲げるもの以外の団体又は個人で、市長等（以下「市長等」という。）が特に認めたもの
 - (2) 行事についての基準
 - ア 教育、学術、文化又は福祉の向上又は普及に寄与するための行事で、公益性があり、かつ、営利を目的としないものであること。
 - イ 政治的活動又は宗教的活動を目的としないものであること。
 - ウ 行事の効果が市内に広く及ぶものであること。
 - (3) その他の基準
 - ア 原則として、過去1年以上継続して事業を行い、社会的信用のある団体又は個人であること。
 - イ 行事計画が明確で、主催者の行事の遂行能力が十分であると判断される場合であること。
 - ウ 行事を開催しようとする施設に、公衆衛生及び災害防止上十分な設備及び措置が講じられていること。
 - エ 入場料、出品料、参加料等の行事に係る経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について十分な配慮がなされており、行事の内容が営利事業的なものでないこと。
 - オ 過去に市等が共催等をしたものにあつては、その際の承認の条件等が履行されたものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長等が特に不相当と認めるときは、これを承認しないものとする。

(申請の手続)

第4条 市等の共催等を受けようとするものは、行事共催等承認申請書（様式第1号）に必要な事項を記入して、行事を開催しようとする日の属する月の前月10日までに、市長等に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 行事の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 行事の収支の予定を明らかにする書類

(決定等)

第5条 行事の共催等に係る事務は、当該行事の内容に関連する事務を分掌する課等（以下「主管課等」という。）が行う。

2 行事共催等承認申請書の提出を受けた主管課等の長は、第3条に規定する承認の基準に適合する

かどうかを審査し、市長等の決裁を受けなければならない。

- 3 主管課等の長は、前項に規定する審査に際し、承認又は不承認の判断の難しいものについては、第8条に規定する行事共催等審査委員会にその審査を求めなければならない。
- 4 前2項の規定により、承認又は不承認の決定があった場合は、その結果を速やかに決定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 5 前項の決定通知書は、申請者が第3条第1項第1号アに規定するものである場合には様式第2号により、申請者がそれ以外のものである場合には様式第3号によるものとする。

(承認の条件)

第6条 市長等は、共催等を承認する場合において、申請者が第3条第1項第1号アに規定するものである場合を除き、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市等の名称を主催者側より大きく掲げるなど、あたかも市等が主催しているかのような印象を与える行為を行わないこと。
- (2) 行事の内容が変更された場合は、速やかに届け出ること。
- (3) その他必要なこと。

(結果の報告)

第7条 行事の共催等の承認を受けた者は、行事が終了した後、速やかに、その結果について行事結果報告書(様式第4号)により市長等に報告しなければならない。ただし、行事の共催等の承認を受けたものが第3条第1項第1号アに規定するものである場合は、この限りでない。

(行事共催等審査委員会)

第8条 行事の共催等の承認又は不承認の決定について審査するため、行事共催等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。
 - (1) 主管課等の長から審査を求められたものについての承認又は不承認の決定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に市長等が要請したこと。

(委員会の組織等)

第9条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長に総務部長を、副委員長に総務課長をもって充て、委員は、関係部課長等の職にある者のうちから必要の都度市長が任命する。
- 3 委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を招集する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の行事の共催等に関する取扱要綱(昭和56年佐久市告示第41号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成27年3月24日告示第30号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。